

○口座振替による県税の収納事務取扱要綱について

平成元年 5月26日

税第38号

総務部長

個人事業税の納付について、納税者の利便の向上及び事務の簡素合理化を目的として、取扱金融機関及び指定口座の範囲の拡大並びに磁気テープによる口座振替等の方法を導入するなどの改善策を実施することとして別紙のとおり要綱を制定したので、事務処理に遺憾のないようにされたい。

なお、この要綱の施行に伴い、「県税の口座振替による収納事務取扱要綱について（昭和44.7.16 税第168号）」の通達は廃止したので了知されたい。

別紙

口座振替による県税の収納事務取扱要綱

1 目的

この要綱は、県税を口座振替又は自動払込み（以下「口座振替」という。）の方法によつて収納する場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

2 対象税目

個人事業税及び定期課税に係る自動車税の種別割とする。

3 対象者

4の取扱金融機関に預金口座又は貯金口座（以下「預（貯）金口座」という。）を所有する納税者で、当該取扱金融機関に口座振替依頼書（解除・停止届出書）・自動払込利用申込書（廃止届書）（第1号様式。以下「口座振替依頼書」という。）を提出した者とする。

4 取扱金融機関

神奈川県指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）、神奈川県指定代理金融機関（以下「指定代理金融機関」という。）及び神奈川県収納代理金融機関（以下「収納代理金融機関」という。）のうち納税者が指定した金融機関とする。

5 指定預（貯）金口座

指定預（貯）金口座は、取扱金融機関に設けた当座預金、普通預金（株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）における通常貯金を含む。）、納税準備預金又は納税貯蓄組合預金のうち、納税者が指定した納税者本人又は納税者の親族その他これに類する者の名義の預（貯）金口座とする。

6 申込手続

(1) 納税者は、口座振替による納税を希望するときは、口座振替依頼書を取扱金融機関等へ提出する。

なお、口座振替依頼書を県税事務所又は自動車税管理事務所において受け付けた場合は、これを取扱金融機関へ送付（ゆうちょ銀行に係るものにあつては、口座振替依

頼書の右上部余白に（収）と表示した上、横浜貯金事務センターへ送付）するとともに、その控えを納税者に交付する。

- (2) 取扱金融機関は、口座振替依頼書を受理したときは、指定預（貯）金口座等を確認した上で、直ちに口座振替受付確認通知書（解除・停止届出通知書）・自動払込受付通知書（廃止届通知書）（第2号様式。以下「受付確認通知書」という。）に当該取扱金融機関の確認印（ゆうちょ銀行にあつては取扱日付印）を押印し、これを口座振替依頼書記載の送付先事務所へ送付する。

ただし、送付先事務所が記載されていない場合は、個人事業税に係るものにあつては納税者の所在（住所）地を所管する県税事務所へ、自動車税の種別割に係るものにあつては自動車税管理事務所へ送付する。

- (3) (2)により送付のあった受付確認通知書が他の事務所で取り扱うものと判明した場合は、当該他の事務所に受付確認通知書を転送する。
- (4) (3)により受付確認通知書の送付を受けた事務所は取扱金融機関に、当該事務所において口座振替に係る事務を処理する旨を連絡し、必要に応じて調整を行う。

7 納税通知書等の送付手続

- (1) 県税事務所長は個人事業税口座振替用の納税通知書（神奈川県県税条例施行規則（以下「規則」という。）第68号様式）を、自動車税管理事務所長は自動車税種別割口座振替用の納税通知書（規則第132号様式の2）を直接納税者に送付する。
- (2) 県税事務所長又は自動車税管理事務所長（以下「所長」という。）は、(1)により納税通知書を送付した納税者について口座振替により収納しようとする場合は、口座振替依頼明細書兼結果報告書（第3号様式。以下「依頼明細書兼結果報告書」という。）及び口座振替払込書（第5号様式）を振替日の5営業日前までに別表1に掲げる取扱金融機関の特定店舗（依頼明細書兼結果報告書等の送付先として、あらかじめ取扱金融機関が届け出た店舗をいう。以下同じ。）又はゆうちょ銀行横浜港店へ到達するように送付することにより収納額等の通知をする。

なお、この場合において、自動車税の種別割については、納税者から口座振替の停止に係る申出があつたものを除くとともに、5月15日が振替日でおおむね4月の第3週目までに減額し、又はおおむね4月の第4週目までに納付があつたものについては減額した額又は納付額を、5月31日が振替日でおおむね5月の第2週目までに減額し、又はおおむね5月の第3週目までに納付があつたものについては減額した額又は納付額を、それぞれ差し引いた税額を通知する。この際、大口自動車所有者に対しては、自動車税種別割口座振替納付額変更内訳書（大口所有者用）（第5号様式の2）を送付する。

- (3) 税務指導課長は、磁気テープ又は光ディスク（以下「電磁的記録媒体」という。）により振替収納手続を行う取扱金融機関については、(2)の送付書類とは別に口座振替に係る電磁的記録媒体に磁気テープ・光ディスク送付書（口座振替用）（第6号様式）を添えて振替日の5営業日前までに所定の送付先へ送付する。

- (4) 税務指導課長は、コンピュータと通信回線を利用したデータの伝送（以下「データ伝送」という。）により振替収納手続を行う取扱金融機関については、(2)の送付書類とは別に口座振替に必要なデータ（以下「口座振替依頼データ」という。）を振替日の5営業日前までに所定の伝送先へ送信する。
- (5) (2)の場合において、所長は、当該取扱金融機関のうち電子計算組織により自店で結果報告書を作成するもの及びゆうちょ銀行に係るものについては、依頼明細書兼結果報告書を送付しない。

8 振替日

振替日は、個人事業税にあつては納期限とし、自動車税の種別割にあつては5月15日又は5月31日のいずれかの日で、納税者が口座振替依頼書により指定した日とする。ただし、振替日が指定されていない場合は、5月31日を振替日とする。

なお、これらの日が地方税法第20条の5第2項に規定する日に該当する場合は、その翌日を振替日とする。

9 振替収納手続

取扱金融機関の振替収納手続の具体的な取扱いは次によるものとする。

なお、別表1に掲げる取扱金融機関は、特定店舗等（変更）届出書（第7号様式）により振替収納手続の方法及び収納場所等を届け出るものとし、ゆうちょ銀行は、県とあらかじめ自動払込取扱確認書及び振替口座預り金払出請求書により取り決めた振替収納手続の方法等により取り扱うものとする。

(1) 別表1に掲げる取扱金融機関における振替収納手続

ア 電磁的記録媒体による場合

- (ア) 送付された電磁的記録媒体により指定された振替日に振替手続を行う。
- (イ) 預金不足等の理由により振替日に振替不能のものがあるときは、電磁的記録媒体に振替結果を記録した上、依頼明細書兼結果報告書にその理由を記載する（電子計算組織により依頼明細書兼結果報告書を作成する場合も同様に振替結果を表示する。）。また、振替不能金額及び振替不能件数を口座振替払込書に記載する。
- (ウ) 振り替えた収納金については、収納金額及び件数が依頼明細書兼結果報告書の振替結果金額等と一致することを確認した上、口座振替払込書により収納する。
- (エ) 口座振替払込書の領収済通知書については、当日の他の公金収納分と合わせて収納金内訳処理伝票等（公金事務に係る伝票）を作成し、原則として依頼明細書兼結果報告書を添えて所定の期日までに指定金融機関又は指定代理金融機関へ送付する。依頼全件が振替不能となった場合も、口座振替払込書の所定欄に記載し、取扱印を押印の上、当該領収済通知書を送付するものとする。
- (オ) 振替結果を記録した電磁的記録媒体は、県が領収済通知書に係る収納データの作成を委託している者に磁気テープ・光ディスク返却書（口座振替用）（第

8号様式）を添えて所定の期限までに返却する。

なお、依頼明細書兼結果報告書を指定金融機関又は指定代理金融機関へ送付しなかつたときは、電磁的記録媒体と併せて送付する。

イ データ伝送による場合

- (ア) 送信された口座振替依頼データにより指定された振替日に振替手続きを行う。
- (イ) 預金不足等の理由により振替日に振替不能のものがあるときは、(ア)のデータに振替結果を付与した上、振替不能金額及び振替不能件数を口座振替払込書に記載する。
- (ウ) 振り替えた収納金については、収納金額及び件数を記載した口座振替払込書により収納する。
- (エ) 口座振替払込書の領収済通知書については、当日の他の公金収納分と合わせて収納金内訳処理伝票等（公金事務に係る伝票）を作成し、所定の期日までに指定金融機関又は指定代理金融機関へ送付する。依頼全件が振替不能となった場合も、口座振替払込書の所定欄に記載し、取扱印を押印の上、当該領収済通知書を送付するものとする。

ウ 電磁的記録媒体及びデータ伝送によらない場合

- (ア) 取扱金融機関の特定店舗は、当該特定店舗で一括して収納する場合を除き、送付された依頼明細書兼結果報告書及び口座振替払込書を各店舗に送付する。
- (イ) 取扱金融機関は、送付された依頼明細書兼結果報告書により指定された振替日に振替手続を行う。
- (ウ) 預金不足等の理由により振替日に振替不能のものがあるときは、依頼明細書兼結果報告書にその理由を記載するとともに振替不能（停止）連絡書（第9号様式）を作成する。また、振替不能金額及び振替不能件数を口座振替払込書に記載する。
- (エ) 振り替えた収納金については、収納金額及び件数が依頼明細書兼結果報告書の振替結果金額等と一致することを確認した上、口座振替払込書により収納する。
- (オ) 口座振替払込書の領収済通知書については、当日の他の公金収納分と合わせて収納金内訳処理伝票等を作成し、振替不能のものがあるときは、(ウ)で作成した振替不能（停止）連絡書を添えて依頼明細書兼結果報告書と併せて所定の期日までに指定金融機関又は指定代理金融機関へ送付する。依頼全件が振替不能となった場合も、口座振替払込書の所定欄に記載し、取扱印を押印の上、当該領収済通知書を送付するものとする。

(2) ゆうちょ銀行における振替収納手続

- ア 横浜貯金事務センターにおいて、送信された口座振替依頼データにより指定された振替日に振替手続を行う。

イ 貯金の残高不足等の理由により振替日に振替不能のものがあるときは、アのデータに振替結果を付与するとともに、自動払込総括表及び振替結果別の個別内訳表を作成する。この場合、自動払込総括表の写しを加入者払出店である横浜港店へ、振替受払通知票を税務指導課長へそれぞれ送付する。

ウ 横浜港店は、送付された自動払込総括表の写しに基づき、振替不能金額及び振替不能件数を口座振替払込書に記載する。また、振り替えた収納金については、収納金額及び件数が一致することを確認し、口座振替払込書により収納する。

エ 口座振替払込書の領収済通知書については、当日の他の公金収納分と合わせて収納金内訳処理伝票等を作成し、所定の期日までに指定金融機関（横浜銀行県庁支店）へ送付する。依頼全件が振替不能となった場合も、口座振替払込書の所定欄に記載し、取扱印を押印の上、当該領収済通知書を送付するものとする。

10 個人事業税が口座振替済みであることの確認の請求

個人事業税を口座振替により納付した納税者又はその代理人（以下「納税者等」という。）から、その納付の確認について、個人事業税口座振替済確認請求書兼確認書（第19号様式。以下「確認書」という。）により請求があった場合には、県税事務所の担当者は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 請求を行った納税者等（以下「請求者等」という。）についての本人確認を行う。なお、請求者が当該納付した個人事業税の納税通知書を提示した場合には、当該提示をもって、本人確認を行ったものとして取扱う。
- (2) 本人確認を了した確認書の記載内容に相違がないことをオンライン端末機により確認する。
- (3) オンライン端末機による確認を了した確認書については、その写しにより所長決裁を受け、公印を押印した原本を請求者に交付する。
- (4) 確認書の事務処理は、その確認書に記載のある個人事業税を課税した県税事務所において行う。
- (5) 一の納付分について、複数の確認書による請求があった場合には、そのすべてについて交付の処理を行って差し支えない。

11 口座振替の契約（利用申込）の解除等

- (1) 納税者は、口座振替の契約（利用申込）を解除若しくは停止又は廃止しようとするときは、所要の事項を記載した口座振替依頼書を取扱金融機関へ提出する。
- (2) 取扱金融機関は、(1)の口座振替依頼書により口座振替の契約（利用申込）を解除若しくは停止又は廃止する場合は、受付確認通知書により所長に通知する。また、預金口座の解約等の理由により口座振替契約を解除する場合は、口座振替契約（口座解約等）解除通知書（第12号様式）（以下「解除通知書」という。）により所長に通知する。
- (3) 所長は、必要と認める場合において、振替日の3営業日前までに取扱金融機関に電話等で口座振替の停止について連絡した上で、口座振替（自動払込）停止依頼連絡票

(個人事業税用) (第13号様式) 又は口座振替(自動払込)停止依頼連絡票(自動車税種別割用) (第14号様式)を送付することにより口座振替を停止することができる。

12 取扱手数料

(1) 別表1に掲げる取扱金融機関の取扱手数料

ア 取扱手数料は、取扱金融機関に口座振替(自動払込みを除く。)による納付を依頼した件数1件につき20円とする。

イ 取扱金融機関は、前年3月から2月までの分を取りまとめて、毎年3月5日までに、取扱手数料に消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税額」という。)を加えた額を県税口座振替取扱手数料請求書(第15号様式)により知事に請求する。

なお、当該請求書は、第15号様式に準じたもので差し支えないものとする。

ウ 知事は、イにより請求された取扱手数料の額及びその内訳等について適当と認める場合には、当該取扱手数料に消費税額を加えた額を毎年3月末日までに、取扱金融機関に支払う。

(2) ゆうちょ銀行の取扱手数料

ア 取扱手数料は、ゆうちょ銀行において自動払込みによる納付をした件数1件につき10円(消費税額を含む。)とする。(以下自動払込みに係る取扱手数料を「払込手数料」という。)

イ 横浜貯金事務センターは、4月から9月分及び10月から翌年3月分の払込手数料をそれぞれ6か月分取りまとめて、4月から9月分においては10月10日以降に、10月から翌年3月分においては翌年4月10日以降に、振替月まとめ料金通知書により口座加入者である神奈川県(総務局財政部税務指導課)に通知する。

ウ 税務指導課長は、自動払込みによる振替結果の実績を1か月分取りまとめて、自動払込振替結果報告書(第15号様式の2)を知事に提出する。

エ 知事は、イにより通知された払込手数料の額及びその内訳等について4月から9月分及び10月から翌年3月分のそれぞれ6か月分のウの報告書と照合の上適当と認める場合には、当該払込手数料の通知を受けた日の属する月の末日までに、所定の電信払込み請求書により加入者払出手店(横浜港店)において加入口座に払い込む。

13 県税事務所等の内部事務

(1) 納税通知書及び依頼明細書等の確認

課税事務を担当する班は、電子計算組織により作成された納税通知書、依頼明細書兼結果報告書及び口座振替払込書の送付を受けた場合に、それぞれの件数が一致していることを確認した上、依頼明細書兼結果報告書及び口座振替払込書は、直ちに管理事務を担当する班(以下「管理班」という。)へ送付する。

(2) 振替納付依頼事務

管理班は、(1)により送付を受けた依頼明細書兼結果報告書及び口座振替払込書を取扱金融機関ごとに区分けして、取扱金融機関の特定店舗又はゆうちょ銀行横浜港店へ送付する。

なお、送付書類の種類については、別表1及び別表2により確認する。

(3) 電子計算組織による処理

ア 自動車税の種別割に係る口座振替磁気ファイルは、税務指導課において管理する。

イ 県税事務所の管理班は、受付確認通知書又は口座振替契約書（口座解約等）解除通知書（以下「受付確認通知書等」という。）が個人事業税に係るものである場合は、オンライン端末機により個人事業税磁気ファイルに所要の入力を行う。

なお、受付確認通知書等が自動車税の種別割に係る内容を含むものである場合は、受付確認通知書等の写しを保管し、原本を自動車税管理事務所に送付するものとする。

ウ 自動車税管理事務所の管理班は、受付確認通知書等が自動車税の種別割に係るものである場合は、オンライン端末機により、自動車税の種別割に係る口座振替磁気ファイルに所要の入力を行う。

なお、受付確認通知書等が個人事業税に係る内容を含むものである場合は、受付確認通知書等を複写の上、当該受付確認通知書等に係る納税義務者の個人事業税を所管する県税事務所に送付するものとする。

エ イ又はウにより入力事務を了した受付確認通知書等については、速やかにオンライン端末機又は出力される口座振替名簿更新チェックリストにより入力事項の照合を行うとともに、正しく入力されていることを確認したものについては、その受付確認通知書等の電算入力確認印欄に確認者印を押印する。

オ 自動車税の種別割については、毎年2月、3月、4月、8月、10月及び12月に口座振替磁気ファイルに基づき口座振替の対象となる自動車の特定を行い、口座振替情報に係る情報を自動車税種別割磁気ファイルに収録（以下「口座振替情報一括付与」という。）する。また、これにより口座振替情報一括付与更新リスト等（以下「更新リスト等」という。）が送付された場合は、自動車税管理事務所において処理結果の確認を行うものとし、口座振替情報一括付与に漏れ等があるときは、口座振替磁気ファイル又は自動車税種別割磁気ファイルの訂正をオンライン端末機により行う。

なお、更新リスト等により、口座振替情報一括付与が正しく行われていることを確認した場合は、受付確認通知書等の電算入力確認印欄に確認者印を押印する。

カ 県税事務所において、「神奈川県県税取扱要領について（昭和45.12.15 45税第255号）」（以下「県税取扱要領」という。）第2章第9節第4の規定により所要の処理を行った自動車税種別割照会票（県税取扱要領第127号様式）のうち、口座振替磁気ファイルが作成されているものについては、別に取りまとめた上で、送付書（県税取扱要領第127号様式の3）を添付して自動車税管理事務所長へ送付する。

キ 自動車税管理事務所は、カにより送付された自動車税種別割照会票に基づき、口座振替磁気ファイルに所要の入力を行うとともに、入力を了したものについては、オンライン端末機又は出力される口座振替磁気ファイル更新チェックリストにより

入力事項の確認を行う。

(4) 受付確認通知書等の整理保管

ア 管理班は、受付確認通知書等を納税義務者番号順その他の方法により整理保管するものとし、新たに受付確認通知書等が送付された場合は、その都度、加除して常に現況を明確にしておく。

イ 個人事業税において、県税取扱要領第2章第4節第7の規定により、受付確認通知書等の送付を行う県税事務所の管理班は、送付を受ける県税事務所の管理班へ所要の連絡を行う。

ウ イにより連絡及び送付を受けた転入事務所の管理班は、納税者に連絡し、納税者が引き続き口座振替による納税を希望するときは、再度口座振替依頼書を取扱金融機関等へ提出させる。

(5) 自動車税の種別割の振替日の変更に係る取扱い

ア 納税者は、自動車税の種別割に係る振替日の変更を希望するときは、自動車税種別割口座振替日変更申出書（第20号様式）を自動車税管理事務所長に提出する。

イ 県税事務所においてアの申出書の提出があった場合は、速やかに自動車税管理事務所へ送付する。

ウ 自動車税管理事務所は、アによる提出又はイによる送付のあった申出書に基づき、オンライン端末機により振替日変更に係る入力を行う。

(6) 口座振替の停止（除外）に係る取扱い

ア 納税者から口座振替を停止したい旨の申出（自動車税の種別割にあつては、特定の自動車についての申出を含む。）があつた場合は、次の区分により取り扱う。

（ア） 申出の理由が次に掲げるものに該当する場合は、その申出に係る口座振替に限り、口座振替の停止（以下「振替停止」という。）を行う。

- a 預（貯）金の不足により振替不能となることが確実なとき。
- b 別途納付したとき。
- c その他a又はbに準ずるとき。

（イ） 自動車税の種別割において、申出の理由が次に掲げるものに該当する場合は、申出を受けた年度以降も申出があつた自動車について、口座振替の対象から除外（以下「振替除外」という。）する。

なお、b又はc（bに準ずるときに該当するものに限る。）に掲げる理由により申出があつた場合において、その理由が消滅したときは、その旨、申し出るよう指導する。

- a 下取り等により譲渡した自動車の名義変更が賦課期日以後となつたとき。
- b 自動車が盜難にあつたときや所在不明であるとき。
- c その他a又はbに準ずるとき。

イ 紳税者から口座振替の契約（利用申込）を解除し、又は廃止する旨の申出があつた場合で、当該解除又は廃止の処理が納税通知書の発付に係る事務処理の期限に間

に合わないと認められるときは、当該申出に係る口座振替の契約（利用申込）の対象である個人事業税及び自動車税の種別割について振替除外する。

この場合には、納税者に対し、速やかに11(1)の手続を行うよう指導する。

また、納税者が11(1)の手続を了した場合であつても、その処理が所定の期限に間に合わないと認められるときは、同様に振替除外する。

ウ 振替不能分に係る口座振替不能データ一覧表（以下「不能データ一覧表」という。）の結果欄に「2」（口座解約等該当なし）が記載されているものについて、取扱金融機関から解除通知書による通知がない場合は、取扱金融機関に当該口座が解約済みであることを確認の上、解約済みの口座について口座振替の依頼をすることがないよう振替除外しておくものとする。

エ アの申出を受け付けた担当者又はイ若しくはウの状況を把握した担当者は、大口自動車所有者から自動車税種別割口座振替（自動払込）対象自動車除外申出書（第16号様式の2）による申出があつた場合を除き、口座振替の停止（除外）に係る確認書（第16号様式）（以下「停止（除外）に係る確認書」という。）を作成し、調査統計担当課長の決裁を受けた上でオンライン端末機により振替停止又は振替除外に係る入力を行う。

なお、入力を了したものについては、口座振替担当職員が口座振替停止（除外）受付整理簿（第17号様式）により管理する。

オ 県税事務所において、自動車税の種別割に係るアの申出を受け付けた場合又はイ若しくはウの状況を把握した場合は、オンライン端末機により指定された振替日を確認し、当該指定された振替日が5月15日であるときは毎年5月7日までに、5月31日であるときは毎年5月22日までにそれぞれ停止（除外）に係る確認書の写しを自動車税管理事務所へ送付する。ただし、送付期限が神奈川県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日に該当する場合は、その休日の前日を期限とする。また、振替停止又は振替除外に係る所定の入力期限までに入力ができなかつたものは、直ちに自動車税管理事務所へ連絡するとともにオンライン端末機により所要の入力を行い、停止（除外）に係る確認書の写しを送付する。また、連絡を受けた自動車税管理事務所は、11(3)により処理する。

カ ア（イ）のなお書きにより振替除外の取消しの申出を受けたときは、オンライン端末機により当該取消しの入力するとともに、自動車税管理事務所へ連絡する。また、連絡を受けた自動車税管理事務所は、当初の申出に係る停止（除外）に係る確認書の余白に振替除外の取消し理由を記載しておく。

（7） 収納の確認

調査統計事務を担当する班は、指定金融機関及び指定代理金融機関から送付される口座振替払込書に係る領収済通知書を収入日計表（その2）（県税取扱要領第183号様式の2）及び不能データ一覧表等により照合する。この場合において振替不能があるときは、不能データ一覧表の振替結果コードの内容を確認する。また、電子計算組織

等により公金収納事務の集中事務処理を統括する指定金融機関の店舗（以下「集中店」という。）からエラーリストの送付を受けた場合は、速やかに該当する口座振替払込書に係る領収済通知書及び振替不能（停止）連絡書を引き抜き、当該エラーに係る取扱金融機関のものについては、再入力が必要であるため、収納内訳処理伝票（県税取扱要領第176号様式）を作成した上、集中店へ送付する。

なお、照合を了した依頼明細書兼結果報告書等の管理・保管に当たつては、県税取扱要領で定める「領収済通知書」と読み替える。

(8) 振替不能分に係る取扱い

不能データ一覧表が送付された場合は、管理班において直ちに内容を確認の上、所内用納付（納入）書（規則第9号様式又は第9号様式の3）を作成し、振替不能についてのお知らせ（第18号様式。ただし、個人事業税にあっては第18号様式の2）とともに速やかに納税者に送付する。

附 則

（施行期日）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日から、平成元年8月15日までの間において納期限の到来する個人事業税については、なお従前の例による。
- 3 この通達の12(1)の規定は、平成元年3月分は「4円」とあるのは「44円」とし、平成元年4月1日から同年8月15日までの間において納期限の到来する個人事業税は「4円」とあるのを「45円」とする。
（通達の廃止）
- 4 県税の口座振替による収納事務取扱要綱について（昭和44.7.16 税第168号）の通達は、廃止する。

附 則（平成元年税第85号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成元年税第138号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成2年税第50号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正後の12(1)の規定は、平成2年4月1日以降に振替納税を行うものから適用する。
- 3 この通達により新たに別表に加えられた取扱金融機関及び改正された取扱金融機関に

おける振替納税については、平成2年5月1日以降に行うものとし、株式会社太陽神戸三井銀行における振替納税は、5月中に限り別表中「横浜支店」とあるのは「関内支店」、「中区本町2—20」とあるのは「中区尾上町3—35」と読み替えて取り扱うものとする。

- 4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成3年税第2号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成4年税第32号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成4年税第203号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成5年税第249号）

この通達は、平成5年2月1日から施行する。

附 則（平成5年税第28号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成5年税第122号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成6年税第49号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成6年税第172号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成7年税第3号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成8年税第280号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成8年税第122号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成8年税第251号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成9年税第245号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成10年税第314号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成10年税第114号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正後の12(1)の規定は、平成10年4月1日以降に振替納税を行うものから適用する。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年税第352号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年税第126号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年税第265号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成13年税第167号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成14年税第286号）

- 1 この通達は、平成14年11月15日から施行する。
- 2 改正後の6から13までの規定及び様式は、平成15年4月1日以後を振替日とする県税について適用する。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、郵便局に係るものを除き、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 4 改正前の附則第5項の規定及び附則様式は、平成15年度分及び平成16年度分の自動車税については、なおその効力を有する。

附 則（平成15年税第521号）

- 1 この通達は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この通達による改正後12(1)の規定は、平成15年4月1日以降に振替納税を行うものから適用する。

附 則（平成16年税第562号）

この通達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年税第457号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成18年税第26号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成19年税第36号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成20年税第11号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成21年税第31号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成21年税第87号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成22年税第399号）

- 1 この通達は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成23年徵対第30号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成26年徵対第92号）

- 1 この通達は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成26年徵対第64号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年税指第13号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成29年税指第85号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成30年税指第3号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和元年税指第1002号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年税第1206号）

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和2年税指第1079号）

- 1 この通達は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和2年税指第244号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和2年税指第1062号）

- 1 この通達は、令和2年9月23日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和3年税指第1064号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和5年税指第1216号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和6年税指第1299号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和6年税指第1066号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。

- 2 この通達による改正後の12(1)アの規定は、令和6年4月1日以降に振替納税を行うものから適用する。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和7年税指第1020号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和7年税指第1224号）

この通達は、通知の日から施行する。

別表1

金融機関名 (金融機関コード)	特定店舗	所在地等	収納場所	電磁的記録媒体の利用	データ伝送の利用	報告書の作成
株式会社横浜銀行 (0138—316)	県庁支店	〒231—0021 横浜市中区 日本大通1	特定店舗	○	○	
スルガ銀行株式会社 (0150—640)	本店	〒410—0891 静岡県沼津 市通横町23 (営業部)	特定店舗	○		○
株式会社みずほ銀行 (0001—357)	横浜支店	〒231—0005 横浜市中区 本町3—33	特定店舗		○	
株式会社三菱UFJ銀行 (0005—480)	横浜支店	〒231—0005 横浜市中区 本町3—27—1	特定店舗	○		○
株式会社りそな銀行 (0010—709)	横浜支店	〒231—0014 横浜市中区 常盤町4—54	特定店舗	○		○
株式会社三井住友銀行 (0009—588)	横浜支店	〒231—0023 横浜市中区 山下町70-3	特定店舗	○		○
株式会社群馬銀行 (0128—331)	横浜支店	〒231—0015 横浜市中区 尾上町6—81ニッセイ横 浜尾上町ビル2階	特定店舗	○		
株式会社きらぼし銀行 (0137—037)	横浜支店	〒231—0005 横浜市中区 本町2—22	特定店舗	○		○

株式会社第四北越銀行 (0140—815)	横浜支店	〒231—0005 横浜市中区 本町4—40横浜第一ビル 5階	特定店舗	○		
株式会社山梨中央銀行 (0142—101)	本店	〒 400—8601 甲府市丸の内1—20—8 (業務集中部業務集中課 振込センター)	各店舗	○	○	
株式会社北陸銀行 (0144—604)	横浜支店	〒221—0821 横浜市神奈川区富家町1	特定店舗	○		
株式会社静岡銀行 (0149—511)	横浜支店	〒220—0011 横浜市西区 高島2—19—12スカイビル22階	特定店舗	○		
三菱UFJ信託銀行株式会社 (0288—430)	横浜駅西口支店	〒220—0005 横浜市西区 南幸1—3—1 (営業第二課)	各店舗			
みずほ信託銀行株式会社 (0289—041)	横浜支店	〒220—0004 横浜市西区 北幸1—6—1 (窓口相談課)	各店舗			
三井住友信託銀行株式会社 (0294—325)	横浜駅西口支店	〒220—0005 横浜市西区 南幸1—6—31 (コンサルティング営業室)	特定店舗	○		
株式会社SBI新生銀行 (0397—670)	横浜支店	〒220—0005 横浜市西区 南幸1—1—1JR横浜タワー —17階	特定店舗			
株式会社あおぞら銀行 (0398—121)	横浜支店	〒220—0005 横浜市西区 南幸1—1—1	特定店舗			
株式会社東日本銀行 (0525—502)	横浜支店	〒231—0007 横浜市中区 弁天通4-63関内弁天通ビル3階	特定店舗	○		
株式会社東京スター銀行 (0526—201)	横浜支店	〒220—0004 横浜市西区 北幸1—4—1横浜天理ビル1階	特定店舗	○		
株式会社神奈川銀行 (0530—201)	本店	〒231—0033 横浜市中区 長者町9—166 (事務部口座振替担当)	特定店舗	○	○	

株式会社大光銀行 (0532—041)	横浜支店	〒231—0005 横浜市中区 本町4—43	各店舗			
株式会社静岡中央銀行 (0538—052)	横浜支店	〒235—0011 横浜市磯子区丸山2—5—1	特定店舗	○	○	
横浜信用金庫 (1280—)	事務サービス部	〒223—0059 横浜市港北区北新横浜1—5—7 (公金担当)	特定店舗	○	○	
かながわ信用金庫 (1281—001)	本店	〒238—0008 横須賀市大滝町1—28 (営業部)	特定店舗	○	○	
湘南信用金庫 (1282—001)	本店	〒238—0008 横須賀市大滝町2—2 (事務部事務集中課)	特定店舗	○	○	
川崎信用金庫 (1283—001)	本店	〒210—0006 川崎市川崎区砂子2—11—1 (事務部)	特定店舗		○	
平塚信用金庫 (1286—021)	本店	〒254—0043 平塚市紅谷町11—19 (営業部)	特定店舗	○	○	
さがみ信用金庫 (1288—)	事務センター	〒250—0862 小田原市成田132 (事務集中部)	特定店舗	○	○	
中栄信用金庫 (1289—001)	本店	〒257—0036 秦野市元町1—7 (総務部経理課)	特定店舗	○	○	
中南信用金庫 (1290—011)	本店	〒255—0003 中郡大磯町大磯1133—1 (経理部)	特定店舗	○	○	
さわやか信用金庫 (1310—019)	川崎支店	〒210—0837 川崎市川崎区渡田1—1—10	特定店舗	○	○	
芝信用金庫 (1319—059)	武蔵小杉支店	〒211—0005 川崎市中原区新丸子町920	特定店舗	○	○	
西武信用金庫 (1341—158)	橋本支店	〒252—0131 相模原市緑区西橋本2—4—12	特定店舗	○		
城南信用金庫 (1344—037)	溝ノ口支店	〒213—0001 川崎市高津区溝口1—14—3	特定店舗	○	○	

世田谷信用金庫 (1348—019)	宮崎台支 店	〒216—0033 川崎市宮前 区宮崎2—11—20	特定店舗	○		○
多摩信用金庫 (1360—068)	相模原支 店	〒252—0231 相模原市中 央区相模原5—10—10	各店舗			
山梨信用金庫 (1386—021)	本店	〒400—0032 山梨県甲府 市中央1—12—36 (事務部事務集中課)	各店舗	○	○	
神奈川県医師信用組 合 (2304—001)	本店	〒231—0033 横浜市中区 長者町3—8—11 (預金課)	特定店舗	○	○	
神奈川県歯科医師信 用組合 (2305—001)	本店	〒231—0013 横浜市中区 住吉町6—68—2 (総務部事務管理課)	特定店舗	○	○	
横浜幸銀信用組合 (2306—001)	本店	〒231—0015 横浜市中区 尾上町5—77—1 (総務部)	特定店舗	○		
信用組合横浜華銀 (2307—001)	本店	〒231—0023 横浜市中区 山下町154 (営業部)	特定店舗	○	○	
ハナ信用組合 (2277—058)	横浜支店	〒231—0033 横浜市中区 長者町9丁目138番長者 町マスダビル2階	各店舗			
小田原第一信用組合 (2315—001)	本店	〒250—0011 小田原市栄 町1—5—17オゾン3二号 館 (業務部)	各店舗	○	○	
相愛信用組合 (2318—001)	本店	〒243—0303 愛甲郡愛川 町中津290	特定店舗	○	○	
中央労働金庫 (2963—321)	横浜支店	〒231—8527 横浜市中区 山下町24—1	特定店舗	○		
横浜農業協同組合 (5114—001)	本店	〒241—0821 横浜市旭区 二俣川1—6—21 (信用業務部信用業務課)	特定店舗	○		
セレサ川崎農業協同 組合 (5123—001)	本店	〒216—0033 川崎市宮前 区宮崎2—13—38 (業務部資金業務課)	特定店舗	○		
よこすか葉山農業協	本店	〒239—0831 横須賀市久	特定店舗	○		

同組合 (5128—001)		里浜1—17—10 (金融共済部金融業務課)			
三浦市農業協同組合 (5130—001)	本店	〒238—0111 三浦市初声 町下宮田3024—1 (金融共済部)	特定店舗	○	
さがみ農業協同組合 (5131—001)	本店	〒252—0804 藤沢市湘南 台5—14—10 (金融部資金課)	特定店舗	○	
湘南農業協同組合 (5137—001)	本店	〒259—1142 伊勢原市田 中250 (業務部金融課)	特定店舗	○	
秦野市農業協同組合 (5140—001)	本所	〒257—0015 秦野市平沢 477 (金融共済部信用課)	特定店舗	○	
かながわ西湘農業協 同組合 (5147—001)	本店	〒250—0874 小田原市鴨 宮627 (金融共済部信用課)	特定店舗	○	
厚木市農業協同組合 (5152—001)	本所	〒243—0004 厚木市水引 2—9—2 (金融共済部)	特定店舗	○	
県央愛川農業協同組 合 (5153—001)	本所	〒243—0303 愛甲郡愛川 町中津747 (信用共済部)	特定店舗	○	
相模原市農業協同組 合 (5159—001)	本店	〒252—0237 相模原市中 央区千代田1—2—17 (金融部信用課)	特定店舗	○	
神奈川つくい農業協 同組合 (5162—001)	本店	〒252—5185 相模原市緑 区中野550 (金融共済部信用課)	特定店舗	○	
神奈川県信用農業協 同組合連合会 (3014—)	事務部	〒243—0013 厚木市泉町 3—13 (為替・決済班)	特定店舗	○	

備考

- 1 電磁的記録媒体及びデータ伝送の利用欄は、電磁的記録媒体又はデータ伝送を利用する場合に「○」で表示した。
- 2 報告書の作成欄は、電磁的記録媒体を利用する取扱金融機関において結果報告書を作成する場合は、「○」で表示した。

別表2

収納代理金融機関（ゆ うちょ銀行に限る。）	所在地	事務取扱いの範囲
横浜貯金事務センター	〒224-8794 横浜市都筑区茅ヶ崎 中央38	自動払込みによる振替手続、自動払込総括表等の作成及び取扱手数料に関する事務を行う。
横浜港店	〒231-8799 横浜市中区日本大通5 -3	加入者払出手として自動払込みによる収納事務を行う。